

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 6 月 23 日	
佐賀県知事 山口 祥義 殿	
提出者 住 所 佐賀県唐津市二タ子2丁目7番51号 氏 名 唐津土建工業株式会社 代表取締役社長 岩本 真二 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0955-73-3118	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	唐津土建工業株式会社
事業場の所在地	佐賀県唐津市二タ子2丁目7番51号
計画期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	2025年 完成工事価格 48億
③ 従業員数	118人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり 産業廃棄物処理計画書 添付

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物処理総括責任者	安全品質管理部 課長	1) 廃棄物処理の総括管理 2) 廃棄物処理計画作成 全体把握管理 3) 指導改善管理 集計記録保管管理
廃棄物管理部長	工事部 各部長	1) 適正処理の指導 2) 排出抑制 分別 再資源 再利用の指導
廃棄物処理責任者	工事部 現場代理人	1) 適正処理の実施及び報告 2) 排出抑制 分別 再資源 再利用の指導

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) 公共工事主体の建設業ということで、原則的に発注内容に準じているが、排出抑制・リサイクル処理として効果が予見できる場合、顧客提案・協議による実施を図る。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) 今後も継続して排出抑制・リサイクル処理として効果が予見できる場合、顧客への提案・協議による実施を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設リサイクル法に準じて、また、別物でもリサイクルを主眼に、種類別の分別解体収集の実施を図る。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も継続して、建設リサイクル法に準じて、また、別物でもリサイクルを主眼に、種類別の分別解体収集の実施を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) 特になし		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組)		
	今後も継続して、法令を順守し、発注内容に準じて実施し、排出の抑制・リサイクル処理として効果が予見できる場合、顧客提案・協議による実施を図る。また、全社リサイクル目標 95 %以上を展開する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																	
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】																
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	石綿含有	汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	廃油	廃アルカリ	建設混合廃棄物	管理型混合廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	
	排 出 量	7593.890 t	182.970 t	226.391 t	36.253 t	118.448 t	1035.860 t	45.862 t	727.448 t	3.414 t	99.610 t	0.527 t	0.180 t	20.382 t	49.374 t	1.125 t	t
②計画	【目標】																
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	石綿含有	汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	廃油	廃アルカリ	建設混合廃棄物	管理型混合廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	
	排 出 量	7214.196 t	173.822 t	215.071 t	34.440 t	112.526 t	984.067 t	43.569 t	691.076 t	3.243 t	94.630 t	0.501 t	0.171 t	19.363 t	46.905 t	1.069 t	t

(第3面)

[illegible][illegible]

(第4・5面)

[illegible]

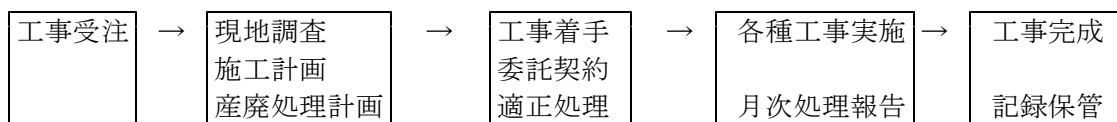
令和8年度 産業廃棄物処理計画書

1, 会社概要

- (1) 会社名 唐津土建工業株式会社
- (2) 所在地 佐賀県唐津市二タ子2丁目7番51号
- (3) 払込資本金 4,500万円
- (4) 従業員数 118名

2, 当該事業場に於いて現に行っている事業の概要

- (1) 従業員数 118名
- (2) 完成工事高 2025年度 48億円
- (3) 事業概要 総合建設業 土木・建築・大工・とび 土工・屋根・管・鋼構造物・塗装・しゅんせつ・塗装
防水・造園・水道施設・外れんがブロック・ガラス・内装仕上・建具・解体
- (4) 建設事業に係る工事受注完成でのフロー



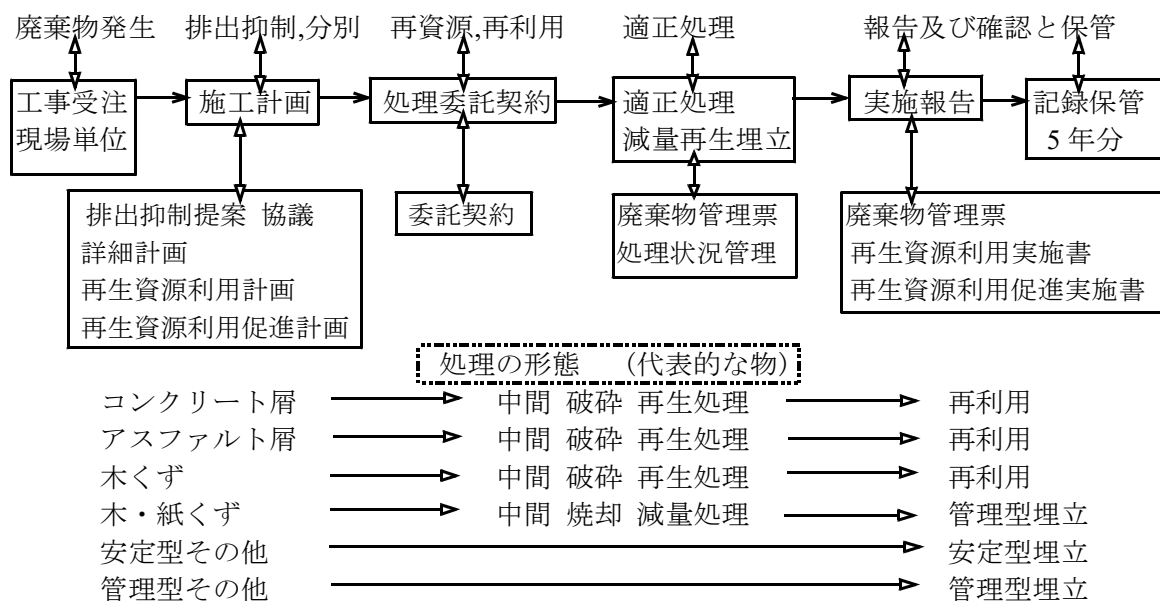
(5) 建設現場配置図

本社(佐賀県唐津市二タ子2丁目7番51号)を拠点とし、工事受注現場に現場事務所を設置して、当該工事を実施する。

(6) 事業展望

公共工事縮削減の世情に於いて、建設業主体ということで、受注額は減少している。今後は、公共工事はもとより、民間シェアの拡大を図る努力と、受注工事での確実な施工管理での顧客満足提供を図るを推進し受注拡大を見込んでいる。

(7) 建設事業に係る廃棄物発生での処理のフロー



(8) 連絡先

担当者 安全品質管理部 課長
TEL番号 0955-73-3118

3. 計画期間

令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日 (5年間)

4. 産業廃棄物の処理及び管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

管 理 名	職 氏 名	役 割
会社 廃棄物責任者	安全品質管理部 課長	<u>廃棄物処理全般の総括</u> 廃棄物処理方針の策定
廃棄物処理総括責任者	安全品質管理部 課長	<u>廃棄物処理の総括管理</u> 廃棄物処理計画作成 全体把握管理 指導 改善管理
社内廃棄物処理担当	安全品質管理部 課長	<u>廃棄物管理担当</u> 指導 集計 記録 保管管理
廃棄物管理	土木部 建築部 各部長	<u>部門員指導</u> 排出抑制 分別 再資源 再利用の指導 適正処理の指導
廃棄物管理	土木部 建築部 各所長	<u>部門員指導</u> 排出抑制 分別 再資源 再利用の指導 安全課長の指導
廃棄物処理担当者	土木部 建築部 各現場代理人	<u>実施及び報告</u> 排出抑制 分別 再資源 再利用 適正処理の実施及び報告



（２）管理体制の強化

- 1) 廃棄物処理フローによる廃棄物処理管理の実践により、管理体制の強化を図る。
また、環境 ISO 認証取得で、社内環境管理規定に基づいた内部監査管理を実施して継続的改善を図る。

（３）教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、定期的に教育・研修等を行う。

1) 環境管理・廃棄物処理等の研修周知

廃棄物処理総括責任者・各部長により発生する産業廃棄物の管理に係る法制度、法改正内容などの情報収集にて全職員へ周知を行う。

2) 廃棄物処理の指導

現場従事者・関係業者を対象として、現場代理人による廃棄物関係法令、リサイクル及び処分の方法等を徹底するための指導を実施する。

（４）情報の公開

産業廃棄物に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

- 1) 工事物件毎、発注者へ報告
- 2) 佐賀県へ全体取りまとめ状況を報告
- 3) 要望に応じて情報を公開する。

5、 廃棄物の処理に関する事項(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

（１）基本的事項

- 1) 産業廃棄物の適正処理を確保するために関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- 2) 排出の抑制・分別・再生利用及びリサイクル目標については、6、7、8に具体的に記述している。尚、全社及び部門別年間集計を基に更なる啓発を実施している。

（２）（３）廃棄物処理の現状と目標の設定

当社から発生する産業廃棄物は、別紙に分類別総量表を示しているが、全体の約 74 %がコンクリート及びアスファルト殻、 8 %が木くず及び紙くずであり、施主指示も含めてその大半が再生資源化としている。

しかし品目によりリサイクル出来ない物もあり、今後それらの情報入手と展開により、年度毎にリサイクル率目標を設定して取り組む。

(4) 産業廃棄物処理施設の設置状況等

当社に於いては、産業廃棄物処理施設の設置は有りません。

(5) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

佐賀県産業廃棄物協会の賛助会員であり、各種会合よりの情報入手とホームページなどのメディアよりの情報も併せて取りまとめ職員への情報発信としている。

(6) 中長期的課題

電子マニフェストシステムの運用を開始したが、完全移行には至っていない。
今後、業者への電子マニフェストシステム加入の推奨及び入力方法の指導等を実施していきたい。

6、産業廃棄物の排出抑制に関する事項

公共工事主体の建設業ということで、原則的に発注内容に準じているが、排出抑制・リサイクル処理として効果が予見できる場合、顧客提案・協議による実施を図る。

7、産業廃棄物の分別に関する事項

各種工事に対して、担当者（現場代理人）は、種類別での分別解体収集の実施を図り処理委託契約・管理票による適正処理を実施する。

尚、処理完了後、毎月 部門へ提出報告し、上記管理者により確認する。

8、産業廃棄物の再生利用に関する事項

発注者指定 又 協議により、指定建設資材搬入、指定副産物搬出の促進を図り、建設リサイクル法での再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）の完全実施を図る。

現在、総発生量に対するリサイクル率は83 %であり、今後も継続目標 95 %以上を掲げ、全社展開するよう担当者（現場代理人）へ推進していく。

9、産業廃棄物の中間処理に関する事項(再生利用を除く)

自己中間処理施設は有りません。

R7 年度の総発生量に対する中間処理リサイクル率は83 %の状況であり、今後いっそうの分別リサイクルを展開するよう担当者(現場代理人) へ推進していく。

10、産業廃棄物の最終処分に関する事項

自己最終処分は有りません。

R7 年度の総発生量に対する最終処分率は、17 %の状況であり、今後いっそうの分別リサイクルを展開するよう、担当者（現場代理人）へ推進していく。

④産業廃棄物の一連の処理の工程

